

令和5年度木津川市保育施設利用調整基準点表の改正について（案）

■ 概要

令和5年4月から入所する児童の入所調整を行う際の調整基準点表について、木津川市公立幼稚園の再編に伴い、閉園となる高の原幼稚園の在園児が保育認定を受けて保育施設へ新規申請される場合の配慮等のため、別紙（案）のとおり見直しを行うものです。

■ 変更・追加内容

（基本点数表）

変更なし

（調整点数表）

	優先利用
q-q	「相楽台保育園を29年度までに利用しており、新規申請するきょうだいと同じ園へ転園希望」 を 「高の原幼稚園を利用しており、保育施設を新規申請」 に変更

（同一合計点の場合の優先順位）

変更なし

■ 施行時期 令和5年4月1日入所調整から適用